

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号 農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

改正後			改正前				
<p><b>第4 事業計画等</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合、1の事業計画について、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した農業人材力強化総合支援事業交付決定前着手届（<u>別紙様式</u>）を経営局長に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第6 その他</b></p> <p>本事業の具体的実行に関し、本実施要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省<u>経営局</u>就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。</p>			<p><b>第4 事業計画等</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 全国農業委員会ネットワーク機構は、やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合、1の事業計画について、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した農業人材力強化総合支援事業交付決定前着手届（<u>別紙様式第1号</u>）を経営局長に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第6 その他</b></p> <p>本事業の具体的実行に関し、本実施要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、農林水産省就農・女性課に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。</p>				
別表			別表				
	事業内容	事業実施主体	補助率		事業内容	事業実施主体	補助率
1	<p>農業次世代人材投資事業（別記1）</p> <p>ア 準備型</p> <p>就農に向けて、都道府県等が就農に有効と認める研修を実施する道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して資金を交付する事業。</p>	全国農業委員会ネットワーク機構	<p><u>定額</u></p> <p><u>(定額)</u></p>	1	<p>農業次世代人材投資事業（別記1）</p> <p>ア 準備型</p> <p>就農に向けて、都道府県等が就農に有効と認める研修を実施する道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して資金を交付する事業。</p>	全国農業委員会ネットワーク機構、 <u>都道府県、市町村等</u>	<p><u>定額</u></p>

改正後			改正前		
イ 経営開始型 経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業。			イ 経営開始型 経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業。		
ウ 経営発展支援金事業 新規就農者の経営発展に向けた取組を支援する事業。			ウ 経営発展支援金事業 新規就農者の経営発展に向けた取組を支援する事業。		
2 (略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)

別紙様式

(略)

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	(削る。)
		うち国費			

別添

(交付決定前に事業を着手する理由)

---

別紙様式第1号

(略)

事業内容	事業費		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
		うち国費			

別添

(新設)

改正後

(別記1)

農業次世代人材投資事業

第7 推進事業

資金の交付事業（新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農促進研修支援事業、別記5就農準備支援事業及び新規就農者育成総合対策（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記2就農準備資金・経営開始資金、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記1就農準備・経営開始支援事業を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1・2 (略)

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
(略)	(略)	根拠のある単価

改正前

(別記1)

農業次世代人材投資事業

第7 推進事業

資金の交付事業（新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農促進研修支援事業、別記5就農準備支援事業及び新規就農者育成総合対策（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記2就農準備資金・経営開始資金を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1・2 (略)

(別表)

推進事業費

区分	内容	注意点
(略)	(略)	根拠のある単価

改正後

改正前

(略)	(略)	を設定のこと。
(略)	(略)	
(略)	(略)	

(略)	(略)	を設定のこと
(略)	(略)	
(略)	(略)	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず交付主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号 農林水産省大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず交付主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

別紙様式第 23 号別添

別紙様式第 23 号別添

第 3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画（実績）

第 3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画（実績）

1・2 (略)

1・2 (略)

(削る。)

3 全国型教育機関で研修を受けた交付修了者（注 1）の就農継続状況（実績報告時）

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 年度 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 年度 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
準備型等(注1)						

注 1：ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成 28 年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和 2 年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注 2：本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数（就農形態に関わらず就農を継続している者の人数）を②、④に記入すること。

注 3：①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること

注 4：③は本計画の事業実施年度の 5 年前の年度を入力し、当該年度内に交

改正後

改正前

3 認定研修機関  
(略)  
(略)

別紙様式第 24 号別添

第 2 新規就農者数に関する目標及び実績

1・2 (略)  
(削る。)

付対象期間が終了した者の人数を記入すること  
注 5 : ②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

(例：本計画の事業実施年度が令和 4 年度の場合、②には①令和 3 年度内に交付終了した者のうち 1 年後の令和 4 年度末に就農継続している者、④には③平成 29 年度内に交付終了した者のうち 5 年後の令和 4 年度末に就農継続している者の人数を記入)

4 認定研修機関  
(略)  
(略)

別紙様式第 24 号別添

第 2 新規就農者数に関する目標及び実績

1・2 (略)

3 交付終了者(注 1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
準備型等(注1)						
経営開始型						

注 1 : ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成 28 年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和 2 年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注 2 : 本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の準備型で採択した分と管内の市町村が経営開始型で採択した分を取りまとめて記入すること

改正後

改正前

第4 都道府県サポート計画（実績）（別紙）

注：新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

別紙様式第25号別添

第2 新規就農者数に関する目標及び実績

1・2 （略）

（削る。）

注3：①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4：③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること  
（例：本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入）

第4 都道府県サポート計画（実績）（別紙）

注：新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金又は経営開始資金の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

別紙様式第25号別添

第2 新規就農者数に関する目標及び実績

1・2 （略）

3 交付終了者（注1）の就農継続状況（実績報告時）

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
準備型等(注1)						
経営開始型						

注1：ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

改正後

改正前

第4 地域サポート計画（実績）（別紙）

注1・2 （略）

注3：新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

別紙様式第26号別添

（削る。）

注2：本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の準備型で採択した分と管内の市町村が経営開始型で採択した分を取りまとめて記入すること

注3：①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注4：③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

（例：本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入）

第4 地域サポート計画（実績）（別紙）

注1・2 （略）

注3：新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

別紙様式第26号別添

第2 交付修了者（注1）の就農継続状況（実績報告時）

区分	就農継続1年			就農継続5年		
	① 令和 年度 交付終了者数(人)	② 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率	③ 平成 年度 交付終了者数(人)	④ 令和 年度末 就農継続者数(人)	就農 継続率
準備型等(注1)						

改正後	改正前
<p><u>第2</u> 事業推進体制及びサポート計画 1～3 (略)</p>	<p><u>注1</u>：ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。</p> <p><u>注2</u>：本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の準備型で採択した分と管内の市町村が経営開始型で採択した分を取りまとめて記入すること</p> <p><u>注3</u>：①は本計画の事業実施年度の前年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。</p> <p><u>注4</u>：③は本計画の事業実施年度の5年前の年度を入力し、当該年度内に交付対象期間が終了した者の人数を記入すること。ただし、経営開始型において、中間評価の結果、資金の交付を中止した者は除く。</p> <p><u>注5</u>：②、④は、それぞれ①、③の交付終了者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること (例：本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入)</p> <p><u>第3</u> 事業推進体制及びサポート計画 1～3 (略)</p>

附則（令和6年3月29日付け5経営第3176号）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



- 2 この通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第 23 号から別紙様式第 26 号までについては、この通知による改正後の同要綱の規定を適用するものとする。
- 3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。